

2020年6月吉日

取引先企業の皆様へ

株式会社吉田組

労務費(労務賃金)を明示した見積書の提出について(お願い)

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社が加盟する一般社団法人日本建設業連合会(日建連)では「将来の担い手確保を見据えた建設技能者処遇改善は業界全体にとって最大の課題である。」との認識の下、2018年9月18日付で次のような「労務費見積り尊重宣言」を行いました。

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業へのお見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

また、2018年12月21日には「労務費見積り尊重宣言」実施要領が制定されました。弊社としましても、日建連の「労務費見積り尊重宣言」及び同実施要領を受け、取引企業の皆様に対し、見積時に予定労務賃金を明示した見積書の提出を要請致します。

記

1. 見積時の予定労務賃金を明示した見積書の提出

見積に際しては、二次以下の下請企業に必要な労務費(二次以下の下請企業に雇用されている建設技能者に対して二次以下の下請企業を通じて支払われる労務賃金)も含めて、適正な見積りを行い、見積書の提出時に労務費(労務賃金)を内訳明示することを要請します。

※1 予定労務賃金

見積りに反映させる労務費(労務賃金)の対象は、現場で働く建設技能者(現場作業員)の労務費(労務賃金)です。

※2 労務費(労務賃金)

「労務費(労務賃金)」とは、建設技能者に実際に支払う賃金等の額(手当、賞与等を含めた名目の支給総額)であり、法定福利費(事業主負担分)算出の基礎となるものです。

2. 見積の確認・尊重

弊社は、取引先企業から提出された労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書について、確認したうえでこれを尊重します。

取引先企業におきましては、合意した労務費(労務賃金)が二次以下の下請企業まで適切に支払われるよう努めて下さい。

謹白

「労務費見積り尊重宣言」

建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて

平成 30 年 9 月 18 日

一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題である。中でも処遇の基本中の基本である賃金については、政府には公共工事設計労務単価 6 年連続引き上げという後押しをいただき、日建連においても平成 25 年 7 月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」等に基づき公共工事について設計労務単価表を添付した上で見積りを徴収するなどの取り組みを行ってきた結果、年間約 445 万円（※）まで上昇してきたが、平成 26 年 4 月の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」で示した「全産業労働者平均（年間約 552 万円）」という目標には、まだまだ 2 割以上の引き上げが必要である。

（※）2017 年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

一方、公共工事設計労務単価の上昇率の推移などをみると最近賃金の伸びの鈍化がうかがえることを踏まえ、去る 3 月 27 日、石井国土交通大臣から建設業関係 4 団体に対し「公共工事、民間工事を問わず建設業の担い手の給与引き上げを目に見える形で進めていただきたい。その際、週休 2 日工事における補正措置も含め現場の技能者まで給与が確実に行き渡るよう、各団体には更に思い切った具体的な取組の実施をお願いする。」との要請がなされた。

そのような中、（一社）建設産業専門団体連合会では、5 月 31 日、「技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める」ことを決議されている。今後、建設技能者賃金を全産業労働者平均に向かって持続的に引き上げていくためには、まず各専門工事会社が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りを提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれる。

日建連としては、専門工事会社が行う技能に見合った給与の引き上げに必要な労務費（労務賃金）を確実に支払うことで元請として共同でこの好循環を促進するため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業へ見積り依頼に際して、内訳明示が進んでいる法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取り組みを推進するため、

- ① 会員企業の代表的な具体的取り組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
- ② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況を毎年フォローアップ・公表（※）し、取り組みの徹底を図る。

（※） 個社名は出さない